

香川県報



第 71 号

平成 15 年

9 月 9 日（火曜日）

香川県知事 真 鍋 武 紀

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

告示	保安林の指定施業要件の変更予定の通知	（みどり整備課）	一
	介護保険法の規定による事業者の指定	（長寿社会対策課）	二
	道路の位置指定	（建築課）	三
公告	落札者等の公示（二件）	（直島環境センター）	
	大規模小売店舗立地法第八条第三項の規定による公告（四件）	（経営支援課）	四
	土地改良区の役員の就任の届出	（土地改良課）	五
	選挙管理委員会告示		
	政治資金規正法の規定による政治団体の届出		六
	政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出		七
	政治資金規正法の規定による資金管理団体の解散等の届出		
	政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出		
	政治資金規正法の規定による資金管理団体の取消しの届出		

告示

香川県告示第五百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成十五年九月九日

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東かがわ市西山字兼広・入野山字端山・字中尾・五名字笠ヶ峰・坂元字大坂・川股字清水・字千足・東山字狩居川・仲多度郡琴南町大字川東字滝山・字浅木原・大字勝浦字三頭・字奈良ノ木・字天久保・字下福家・大字中通字本村・大字造田字柞野新林・字柞野古林・仲南町大字塩入字柞多尾・字八丁・大字七箇字多治川・字尾ノ瀬・大字十郷字新目前山・木田郡三木町大字小養字新林・大字奥山字大満地・香川郡塩江町大字安原上東字大相・大字上西字鷹山・字小出川・綾歌郡綾上町字藤川・大字粉所東字檜原・大字粉所西字川浦・字新名（以上三一字国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

（1）次の森林については、主伐は、択伐による。
字大相・字鷹山・字柞多尾（以上三字について次の図に示す部分に限る。）

（2）その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

（3）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（4）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

高松市鶴市町字御殿（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 干害の防備

3 変更後の指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

（1）主伐は、択伐による。

（2）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市に係る市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（3）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

三 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
高松市室新町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
宮脇町二丁目(国有林。次の図に示す部分に限る。)
西宝町三丁目(国有林。次の図に示す部分に限る。)
鶴市町字御殿・香川郡塩江町大字安原上東字大相・大字上西字鷹山(以上五字国有林。次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

四 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
高松市宮脇町二丁目(国有林。次の図に示す部分に限る。)
西宝町二丁目(国有林。次の図に示す部分に限る。)
西宝町三丁目(国有林。次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市に係る市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(一) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県環境森林部みどり整備課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。

香川県告示第五百八号 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項及び第四十六条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。 平成十五年九月九日 香川県知事 真 鍋 武 紀						
三七七〇一 〇二五七六	医療法人社団香川勤労者医療福祉会介護支援室 高松市木太町四六六四番地	医療法人社団香川勤労者医療福祉会 理事長 田中眞治	高松市木太町四六六四番地	高松市木太町四六六四番地	高松市木太町四六六四番地	居宅介護支援
三七七〇一 〇二五八四	真珠の湯デイサービスセンター 高松市新田町甲二七一 二番地一	社会福祉法人瑞祥会 理事長 櫻村徹 東かがわ市白鳥二九八 四番地	高松市新田町甲二七一 二番地一	高松市新田町甲二七一 二番地一	高松市新田町甲二七一 二番地一	通所介護
三七七〇一 〇二五九二	グループホーム真珠の湯 高松市新田町甲二七一 二番地一	社会福祉法人瑞祥会 理事長 櫻村徹 東かがわ市白鳥二九八 四番地	高松市新田町甲二七一 二番地一	高松市新田町甲二七一 二番地一	高松市新田町甲二七一 二番地一	痴呆対応型共同生活介護
三七七〇四 〇〇三七六	まごころ丸亀 善通寺市原田町一三四 四番地二	NPO法人中讃丸亀センター 理事長 土居寛子 善通寺市原田町一三四 四番地二	善通寺市原田町一三四 四番地二	善通寺市原田町一三四 四番地二	善通寺市原田町一三四 四番地二	訪問介護
三七七〇五 〇〇三三三	株式会社コムスン観音寺ケアセンター	株式会社コムスン 代表取締役 折口雅博	観音寺	観音寺	観音寺	福祉用具貸与

三七七〇七 〇〇〇六四	指定訪問介護事業所みなみ 東かがわ市横内六二五番地一	有限会社東かがわ福祉会 代表取締役 南原茂夫 東かがわ市横内六二五番地一	〃	訪問介護
三七七〇七 〇〇〇七二	指定居宅介護支援事業所みなみ 東かがわ市横内六二五番地一	有限会社東かがわ福祉会 代表取締役 南原茂夫 東かがわ市横内六二五番地一	〃	居宅介護支援
三七七〇七 〇〇〇八〇	指定通所リハビリテーション事業所さかもと 東かがわ市川東一〇六番地三	医療法人社団聖心会 理事長 阪本一樹 東かがわ市川東一〇三番地一	〃	通所リハビリテーション

香川県告示第五百九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十五年九月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定 番号 坂土指道 第五号
- 二 指定 年月日 平成十五年八月二十日
- 三 指定道路の位置 綾歌郡国分寺町新居字本村四〇〇 五
- 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 五・〇メートル
延長 二五・三九メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県坂出土木事務所において閲覧に供する。

公 告

香川県公告第五百三十四号

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第十七条の規定により、次のとおり落札者を公示する。
なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年条約第二十三号）の適用を受けるものである。
平成十五年九月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 調達件名及び予定数量 炭酸カルシウム 一、五〇〇、〇〇〇キログラム
 - 二 調達方法 購入等
 - 三 契約方式 一般競争入札
 - 四 落札決定日 平成十五年八月十九日
 - 五 落札者の氏名及び住所 菱光産業株式会社直島営業所 香川県直島町二五七二一
 - 六 落札金額 一キログラムあたり二一・五二五円（単価契約）
 - 七 入札公告日 平成十五年六月二十七日
 - 八 落札方式 最低価格
 - 九 担当課 郵便番号七六一 三一一〇 香川県直島町二六二八 一 香川県直島環境センター 電話番号〇八七 八九二 二九八 一
- 香川県公告第五百三十五号
- 特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第十七条の規定により、次のとおり落札者を公示する。
なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年条約第二十三号）の適用を受けるものである。
平成十五年九月九日
- 香川県知事 真 鍋 武 紀
- 一 調達件名及び予定数量 炭酸カルシウム 二、五〇〇、〇〇〇キログラム
 - 二 調達方法 購入等
 - 三 契約方式 一般競争入札
 - 四 落札決定日 平成十五年八月十九日
 - 五 落札者の氏名及び住所 菱光産業株式会社直島営業所 香川県直島町二五七二一

六 落札金額 一キログラムあたり二四・八八五円(単価契約)

七 入札公告日 平成十五年六月二十七日

八 落札方式 最低価格

九 担当課 郵便番号七六一 三二一〇 香川郡直島町二六二八 一 香川県直島環境セ

ンター 電話番号〇八七 八九二 二九八一

香川県公告第五百三十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十五年九月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となつた届出に係る公告

平成十五年香川県公告第二百三十四号

二 意見の対象となつた届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

アニマート

高松市花ノ宮町三丁目一

三 法第八条第一項の規定により高松市から聴取した意見の概要

意見なし

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課

高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十五年九月九日(火曜日)から同年十月九日(木曜日)まで

香川県公告第五百三十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項

の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十五年九月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となつた届出に係る公告

平成十五年香川県公告第二百六十五号

二 意見の対象となつた届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

坂出ショッピングデパート

坂出市京町一丁目四番一八号

三 法第八条第一項の規定により坂出市から聴取した意見の概要

当該届出に係る変更により、店舗周辺の地域の生活環境に与える影響はほとんどないと考えられる。

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課

坂出市環境経済部商工観光課

2 縦覧期間

平成十五年九月九日(火曜日)から同年十月九日(木曜日)まで

香川県公告第五百三十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十五年九月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となつた届出に係る公告

平成十五年香川県公告第二百七十三号

二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

マルヨシセンター池園店

坂出市池園町五二九番一号

三 法第八条第一項の規定により坂出市から聴取した意見の概要

当該届出に係る変更により、店舗周辺の地域の生活環境に与える影響はほとんどないと考えられる。

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課

坂出市環境経済部商工観光課

2 縦覧期間

平成十五年九月九日（火曜日）から同年十月九日（木曜日）まで

香川県公告第五百三十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十五年九月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となった届出に係る公告

平成十五年香川県公告第二百九十四号

二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

フジグラン丸亀中府ショッピングセンター

丸亀市中府一丁目五番地一ほか

三 法第八条第一項の規定により丸亀市から聴取した意見の概要

意見なし

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課

丸亀市建設経済部産業課

2 縦覧期間

平成十五年九月九日（火曜日）から同年十月九日（木曜日）まで

香川県公告第五百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、三豊郡財田町土地改良区から役員の内退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成十五年九月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 退任した役員

役員の種類	氏名	住 所	退任年月日
理事	大西 賢剛	三豊郡財田町財田上一九五八番地	平成一五、五、二四
二 就任した役員			
役員の種類	氏名	住 所	就任年月日
理事	近井 昌明	三豊郡財田町財田上三三八〇番地	平成一五、七、三一

選挙管理委員会告示

香川県選挙管理委員会告示第八十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成十五年九月九日

香川県選挙管理委員会委員長 大 林 一 友

一 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
黒木保後援会	高橋 絃司	宮城 寛	仲多度郡満濃町大字吉野六八〇一
さぬき新世紀研究会	三好 正志	松原 壮典	さぬき市多和助光西一四二

香川県選挙管理委員会告示第八十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七條の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第七條の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十五年九月九日

香川県選挙管理委員会委員長 大 林 一 友

一 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧
自由民主党香川県乗用自動車支部	代表者の氏名	新谷五十雄	古竹 久雄
自由民主党香川町支部	主たる事務所の所在地	香川郡香川町大字浅野二五	香川郡香川町大字大野一〇八三
	代表者の氏名	三好 正和	平沢 数一
自由民主党観音寺支部	代表者の氏名	大谷 一良	岸上 修
自由民主党満濃支部	主たる事務所の所在地	仲多度郡満濃町四条六一五二	仲多度郡満濃町大字炭所東六二二一四
	代表者の氏名	栗田 隆義	香川 重廣

二 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧
岩崎じゅん子と市民のひろば	主たる事務所の所在地	高松市高松町二三三三一六	高松市中央町一六一四
大西けんご後援会	代表者の氏名	近藤 義明	大西 賢剛
加藤繁秋後援会	代表者の氏名	池田 実	加治 美夫
白井昌幸後援会	主たる事務所の所在地	さぬき市鴨庄三二二九四	さぬき市志度二二三六
税理士による大野功統後援会	主たる事務所の所在地	丸亀市新田町一八一	仲多度郡琴平町五条六六七五
多田一明後援会	主たる事務所の所在地	さぬき市鴨庄四一	さぬき市鴨庄四五二五二四

香川県選挙管理委員会告示第八十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七條第一項の規定による政治団体の解散等の届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十五年九月九日

香川県選挙管理委員会委員長 大 林 一 友

一 その他の政治団体

政治団体の名称	新田秀雄後援会
---------	---------

大西けんご後援会

香川県選挙管理委員会告示第九十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十五年九月九日

香川県選挙管理委員会委員長 大 林 一 友

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	
			内 容	
近藤 義明	財田町長	大西けんご後援会	代表者の氏名	近藤 義明
				大西 賢剛

香川県選挙管理委員会告示第九十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の取消しの届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十五年九月九日

香川県選挙管理委員会委員長 大 林 一 友

資金管理団体の取消しの届出をした者の氏名	公 職 の 種 類	取 消 し の 届 出 の あ っ た 資 金 管 理 団 体 の 名 称
近藤 義明	財田町長	大西けんご後援会

（備考）

大西けんご後援会については、資金管理団体の届出をした者の死亡に伴う届出であり、資金管理団体の届出をした者の氏名は、大西賢剛である。

平成十五年九月九日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています